

# 般 問

「総合的な食の拠点」が必要では



ますだ ともひろ  
益田 富啓 議員

## 答

貴重な意見として受け止めさせていただく

### 問

65歳以上の高齢者世帯などへ低額で「配食サービス事業」。これまでは、社会福祉協議会が窓口となり、町内の福祉施設や飲食店が調理して、町内の高齢者が配達を担う仕組みで運営されてきた。それが令和8年度からは大手配食サービス業者に切り替わると聞いている。なぜか。

### 福祉課長

昨年11月頃、これまで調理を委託していた3事業者のうち2事業者から、事業撤退の報告を受けた。事業を滞りなく継続させるため、普通食と治療食等を一括して提供できる体制を重視してプロポーザル選定を行い、委託業者を決定した。

### 問

時間的制約があるが、それまで事業を支えてくれた関係者や利用者の意見を踏まえた上で、今後の在り方について協議する場を設けるべきではなかったのか。町内の飲食店や事業者もプロポーザルに参加できる資格を設けていたとはいっても、実際に参入しやすい仕組みづくりや、事業者育成の視点が欠けていたと感ずる。

また、日常的に高齢者の状況を把握している社会福祉協議会が関わることで高齢者の安否確認機能が支えられていたと認識しているが。



### 福祉課長

新しい事業者になっても、サービスを利用されている方々の困り事や安否確認等で情報が必要な場合は、引き続き社会福祉協議会やケアマネージャー等と連携していく。

### 問

近隣自治体では複数事業者への委託が一般的であり、サービスの質の向上や事業の柔軟な運営が図られるとともに、利用者の選択肢も広がる。さらに、食中毒など不測の事態に対するリスク分散にも資するのではないか。

### 福祉課長

事業者選定審査においては、近隣市町村の拠点からの代替配送が可能か、あるいは非常食の備蓄体制があるか、また、災害や事故、不測の事態

にも迅速に対応できるかなど、リスク管理体制をきちんと評価している。

### 問

他町では、昼食か夕食、どちらかを選べる形になっている。土日の対応についても実施しているところがある。今後、夕食提供や土日対応など、サービス拡充の考えはないか。

### 福祉課長

土日の食事や夕食など、要件の枠外のニーズについては、民間サービスの領域と考えている。

### 問

高齢者のみならず、在宅で介護を行っている世帯、ひとり親世帯についても、日々の食事の準備は大きな負担になっている。油物中心の弁当や安価な総菜に頼っていると、結果として栄養バランスが後回しになり健康を害する要因にもなりかねない。本町が全世代型健康増進のまねを目指すのであれば、町民の健康を意識した食の供給体制について、より総合的な視点で考えていく必要があるのではないか。

これから学校給食センターの建て替え議論が本格化して

くる。しかし今後は少子高齢化がさらに進んで、学校給食の対象となる子どもの数は減少していく一方で、食の提供を必要とする高齢者等の数は、ますます増加してくるものと考えられる。こうした将来の人口構造の変化を踏まえると、学校給食だけに特化した施設ではなく、配食機能や災害時の炊き出し機能なども含めた地域全体を支える「総合的な食の拠点」として検討してはどうか。町長の見解は。

### 町長

事前通告のない質問事項で、詳細に答弁することは難しいが、提案として受け止める。なお、学校給食センターの建て替えについては、内部で協議している。

### 意見

多くの人が福祉事業に関わることで、お互いの支え合いの気持ちが高まることに繋がるのではないかと。さらに、学校給食センターの検討にあたっては、単なる施設更新ではなく、地域全体の食を支える仕組みを考える契機にもしたい。

# 一 質

問1 ; 「子育て応援宣言」を  
発しては  
問2 ; 排水路、樋門周辺の  
整備を

答

- 1 ; 宣言は一定の意義があると認識、他自治体の事例を参考に研究
- 2 ; 被害状況や機能の重要度を踏まえ計画的に整備を進める

ふかまち 深町 としお 敏生 議員



## 総論

令和5年、国は「子ども基本法」を制定し、こども施策の基本理念を定めたことから、本町では、令和7年度に「大木町子ども計画」を策定、これを踏まえ、昨年11月文教厚生常任委員会は、「子育て応援宣言」を発している岡山県奈義町に視察に行き、ノウハウを学んだ。本町では、奈義町の子育て相当程度の施策を展開していることや、2030年に3小学校合わせて新入児童が1000人を割り込む予想を憂慮し、大木町独自の「子育て応援宣言」を発する考えはないか等3点を問う。

### 問

町独自の「子育て応援宣言」を発する考えは。

こども  
未来  
課長

宣言は、子育てを社会全体で支える機運を高める上で一定の意義があるものと認識し、現在策定している「すこやかプラン」の施策を着実に進めるとともに、子育て世代が安心して暮らせる環境づくりに取組んでまいりたい。その上で、他自治体の事例も参

考に研究し、「子育て応援宣言の町」を目指す。

### 問

子育て用品を常時、子育て交流センター入口空きスペースや環境プラザの一部を活用して、リユースできないか。



こども  
未来  
課長

子育て交流センターでは、年2回お譲り会を実施、

### 問

仕事と子育ての両立を支援する「福岡県子育て応援

インターネットの活用や、情報発信について検討したいと考えている。なお、環境プラザでは、施設の運用状況も踏まえ、可能な範囲で子供用品専用のリユースの実現に向け検討する。

宣言企業」の本町企業の登録状況、周知の状況は。

こども  
未来  
課長

2月現在19社の企業が登録されている。本町ホームページの活用や商工会と連携し周知を図っていきたい。

### 排水路路肩の崩落対策及び樋門周辺整備について

### 問

排水路路肩の崩落被害の程度ごとに整理されているか。

建設  
水道  
課長

路肩の崩落が発生していることは確認しているが、被害の程度別の整理は現時点では十分な整理には至っていない。

### 問

町長の施政方針の重点施策で農業基盤及び防災・

減災の観点から排水路の改修整備を早急に実施すべきでは。

### 町長

現状をしつかり把握し、被害状況や、機能の重要度を踏まえ、優先順位を整理し、計画的に維持管理



### 問

危険箇所の把握とその箇所の修復・強化を進めていく考えは。

建設  
水道  
課長

危険箇所は土嚢や注意ポールで応急措置を施している。また、改修工事は、県の補助や町の単独予算で行っている。

### 問

樋門上下流の安全対策について

建設  
水道  
課長

国、県の補助事業を活用して水路整備を進めている。また、木佐木・大荒地区の樋門周辺の整備は維持管理を依頼している花宗太田土木組合と対応協議している。





益田 隆一 議員  
りゅういち

大莞小学校の将来を危惧し、  
存続していくための  
提案をしたい

一  
質

答

地域の特色を生かした定住促進の  
具体的な施策についても、地域の  
状況を踏まえながら、検討していく

問

大木町の小学  
校児童数の現状  
と将来推計につ

いて、校区別人口動向や未  
就学児数、転入出状況を踏  
まえた分析と、単学級維持  
困難時の判断基準および対  
応方針を問う。

こども 未来  
課長 も進行し、児童数  
は平成27年908

名から令和17年559名へ  
減少見込みである。特に大  
莞校区は児童数が少なく、  
単学級維持が課題となる。  
複式学級は国基準で判断さ  
れるが、学力や社会性への  
影響が懸念されるため、早  
期に学校規模の適正化や教  
育環境の在り方を地域と協  
議していく。

問

人口減少は出  
生率だけでなく  
住宅供給の差が

大きく影響していると考え  
る。過去10年間で大溝校区  
は104区画、木佐木校区  
は97区画の分譲が行われて  
いる一方で、※大莞校区は  
ゼロ、まとまった住宅供給  
が一切なかった。さらに賃  
貸戸数も大溝545戸、木

佐木562戸に対し大莞は  
110戸にとどまり、受け  
皿は他校区の約6分の1で  
ある。



つまり人  
が入る器が  
なく、流入  
が起これな  
い構造が続  
いている。  
この人が流

入できる器が無いという現  
実が児童数減少の要因の一  
つと考える。制度的制約や  
町の住宅供給戦略について  
見解を問う。

副  
町長

大莞校区の人口  
減少や子育て世帯  
の流出については

町としても重要な課題と認  
識している。土地利用制度  
は町内全域で共通であり、  
農振地域内でも転用可能な  
農地が存在し宅地利用は可  
能であるため、制度的に特  
定校区のみ住宅供給が制約  
されている状況ではないと  
考えている。一方で、西鉄  
駅がないなど交通利便性や  
生活環境の違いが影響して  
いる可能性がある。大莞小  
周辺は居住機能誘導地区に

位置付けており、今後は地  
域特性を踏まえた定住促進  
と居住環境整備を検討して  
いく必要がある。

問

大莞校区は宅  
地に転用が可能  
な農地があつて

も立地条件が厳しく住宅供  
給が進みにくく、これまで  
有効な施策も十分でなかつ  
た結果、人口減少は予見で  
きた課題である。そこで  
人口動態を個人的に分析  
した結果、児童数維持に  
は年間3世帯の子育て世  
帯の純増が縮小を止める  
最低限の防衛ラインと分  
析した。ここで重要な  
は、この住宅供給というの  
は偶然に任せるものではなく  
て、意図的に設計するもので  
あるという視点である。小学  
校周辺への居住誘導や町有地  
活用、農振見直し、空き家  
活用を組み合わせた戦略が  
必要である。町として数値  
目標と行動計画を示す必要  
があると思うが。

町長

農振の除外は平  
成29年に見直しを  
行っており、今後  
は再検討の時期に来ている

と認識している。大莞小学  
校は地域の核であり、その  
維持には居住人口の確保が  
重要である。一方で住宅供  
給だけでなく、自然環境や



学校と地  
域の未来  
を守って  
いく。

※4戸以上、1000㎡  
以上の開発件数

意見

大莞小学校の芝生運動場  
は町外からも評価される貴  
重な資源であり、地域の歴  
史や特色とあわせて強みと  
して生かし、学校と地域が  
一体となった取組を進める  
べきと考える。

# 一般質問

除草対策を強化、  
住環境の向上を求む



なかしま かずまさ  
中島 和正 議員

答

新たな環境形成のため、  
調査に着手

問

本町の除草等に  
対する考え方は。

福祉  
課長

空き家や農地等  
の維持管理におけ  
る除草、剪定ニー  
ズへの対応及びお仕事コ  
ミット移行後の業務範囲に  
関しては、3層の役割分担  
により整理を図っている。

第1に、専門的、広範囲  
な作業への対応では、空き  
家や空き地、農地等の大規  
模作業または専門技術等要  
する剪定は、民間活用を。

第2に、日常的な困り事  
への対応では、令和8年度よ  
り社会福祉協議会が開始予定  
の有償ボランティアサービ  
スにて、事前登録のボラン  
ティアを社会福祉協議会がマ  
ッチングして、地域住民によ  
る助け合いの仕組みの再構築。

第3に、担い手層の拡大  
と業務範囲の再検討ではお  
仕事コミットとして、全世  
代型就労による活躍を支援。  
本町が目指すべき持続可  
能な地域共生社会の実現の  
ため、社協の主体性を尊重  
し、町民の皆様の困りごと  
に答えられる体制が維持で

問

きるよう協力していく。

シルバー人材セ  
ンターの存在時に  
は、年間120件  
を上限として対応してきた。  
これだけの住民要望に対し、  
お仕事コミット等で代替組  
織としての実効性の高い対  
応は可能か。

副  
町長

草刈り等の問題  
を解決のため、環  
境形成のプラット  
フォームを構築し、連携と  
協働のまちづくりを進めて  
いくことが重要。

一つは、地域活動の一環と  
して実施しているお仕事コ  
ミットや施工予定の有償ボ  
ランティアサービスの業務領域  
の明確化や、多様な世代の参  
加、草取り業者に関する情報  
の信頼性を高め、商工会と連  
携したトラブルの防止や料金  
統一基準など透明性の向上。  
二つ目は、樹木管理に携  
わってきたプロによるボラ  
ンティアや居住者に対する  
アドバイスを通じ、生活を  
支える仕組みの構築。  
三つ目は、除草作業の省  
力化のため、除草機器など  
の貸出しサービスを提供す

問

る仕組みの構築。

四つ目は、高齢世帯の庭じ  
まいを支援する仕組みの検討。  
最後に、老朽化した空き家  
の取組制度の充実など、環境  
形成のプラットフォーム構築  
のため、調査検討を進めたい。

地方自治体が  
地域経済の基盤  
である小規模事業  
者の持続的な発展を支援す  
ることは重要である。小規  
模事業者振興の振興策強化  
のため条例の制定を求める。

町長

小規模事業者  
は地域の雇用や  
暮らしなど地域  
経済を支える重要な存在。

地域コミュニティの維  
持にも大きな役割を担って  
おり、その振興は、持続可  
能な地域づくりの観点から  
も重要な課題である。  
小規模企業振興基本法の制  
定により、全国の自治体でも条  
例制定の動きが広がっている。  
条例の制定により、小規  
模事業者振興に関する基本  
的な理念や方向性を定め、  
地域における役割を共有し、  
地域全体で小規模事業者を  
支える仕組みの構築につな

問

が、支援施策を継続的か  
つ計画的に進める基本的な  
枠組みを明確にできる。

今後は、関係団体の意見も伺  
い、本町の実情に即した小規模  
事業者支援の在り方を進める。

小規模事業者  
振興条例の必要  
性と緊急性は高  
まっている。その制定時期を  
明確に示すべきでは。

町長

これまでも商工  
会からの要望等を  
踏まえ、必要な支  
援は事業予算に反映するな  
ど、小規模事業者の支援に  
取り組んできた。

条例の制定の時期は、本町  
の産業構造や事業者の実情  
を踏まえた実効性のある内容  
にすることが重要で、関係団  
体と整理を進めていきたい。  
条例制定の方向性は、検  
討状況を踏まえ、速やかに整  
理したい。

意見

今回取り上げた両課題に  
対して危機感が共有され、解  
決に向けた動きが加速する  
ように後押ししていきます。